

“いじめ問題対策連絡協議会レポート”の活用について

(取組1) 学校現場のマンパワー不足などの課題を解消し、子どもの心の成長を支える

(取組2) 大人がセンスを磨き、子どもの変化を読み取る感度をあげる

(取組3) 子どもの身近なところに、居場所や相談先を増やす

所属等	該当する取組			具体的内容
	取組1	取組2	取組3	
尼崎市立尼崎高等学校		○		<ul style="list-style-type: none"> ・「市立尼崎高等学校危機管理対応マニュアル」を策定して全職員に周知して、各学年・部および部活動顧問等で情報を共有、管理職への連絡・相談・報告を徹底している。 ・令和3年4月に「体罰、いじめ、ハラスメント等の相談窓口」を設置して、全職員に周知のうえ保護者・生徒に知らせ、いつでも相談できる体制を整えている。 ・令和元年度から市尼体罰防止システムを策定して、体罰・いじめなどの人権研修を定期的に実施している。今後も関係法令への理解、生徒理解や生徒指導の方法、いじめへの具体的な対応法等、具体的な事例も扱いながら、協議、事例研究、ロールプレイ等、様々なテーマ、方法で実施する。(令和元年度は9回実施。令和2年度は4回実施。令和3年度3回実施) ・いじめ対策委員会を月に1回実施し、生徒の情報交換を行う。定期的ないじめアンケート結果の報告及び取組内容の報告・連絡・相談を行い、今後の指導方針を決定する。必要があればSC、SSWとも連携する。特に今年度は、SSWが配置されたことにより、事例研究やロールプレイ等を定期的に実施している。 ・SCを中心に、月1回のカウンセリング委員会を通じて他学年・部と、生徒の情報共有を行い、指導に当たっている。また、校務支援システムを利用した担任からの情報提供のシステムを構築した。特に、夏季休業中にシステムの導入および登録作業他準備作業を進め、2学期より校務支援システムを稼働して、生徒情報を一元できる体制を整えている。(カウンセリング委員会に出す生徒の資料等も職員で共有できるようにしている。) ・「市尼フェスタ」等の行事の開催を通じて、地域の方々や子どもたちが校内の施設を見たり利用したりすることできる機会を提供、多様な「目」が入ることで地域に開かれた学校づくりを推進する。 ・体育科において、スポーツ総合演習では、協定を結んだ大阪体育大学をはじめとする外部からの講師を招聘し、運動生理学・スポーツ心理学・スポーツ栄養・医学・経営学などの講義を行い、その中から教職員自ら生徒主体の授業実践に繋げていく。
尼崎市立立花北小学校		○		<ul style="list-style-type: none"> ・市教委のいじめ防止生徒指導担当主催のSNSの研修会を本校で開催し、教師の感度を高める。 ・主幹教諭による、若手教員の育成研修会の実施。 ・研修や出張などに行き教師の指導力の向上。また、その研修での資料を職員に配布。場合によっては、本校でも短い研修をする。
尼崎市立小園中学校	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・(取組1)チーム学校づくり、関係機関との連携 ・(取組2)校内外研修の充実(SC、いじめ、小中連携) ・(取組3)教育相談週間、いじめ、生活アンケート、別室指導、講習会の充実(性教育、スマホ、いじめ等)

“いじめ問題対策連絡協議会レポート”の活用について

(取組1) 学校現場のマンパワー不足などの課題を解消し、子どもの心の成長を支える

(取組2) 大人がセンスを磨き、子どもの変化を読み取る感度をあげる

(取組3) 子どもの身近なところに、居場所や相談先を増やす

所属等	該当する取組			具体的な内容
	取組1	取組2	取組3	
兵庫県立尼崎高等学校		○		<p>本校のいじめ防止基本方針に則り、次のような流れで進めている。</p> <p><いじめ対応チームで緊急対策会議の開催></p> <p>(1)情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解。</p> <p>(2)調査方針及び分担を決定。</p> <p>(3)事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定。</p> <p>(4)2名以上の教員で当該生徒について事情を確認し、事実関係を把握していじめ対応チームへ報告。</p> <p>(5)報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。(当該生徒の担任・学年主任・部活動顧問・学年生徒指導係等)</p> <p>(6)職員会議で報告、職員全体で共通理解。その中で、</p> <p>①いじめ解消に向けた指導をする。</p> <p>②いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。</p> <p>③いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる指導を行い、犯罪等の学校だけでは指導が困難な場合または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。</p> <p>これを受けて、今後の流れとして</p> <p>①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。</p> <p>②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。</p> <p>③再発防止・未然防止活動は継続していく。</p> <p>※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合</p> <p>①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。</p> <p>②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。</p> <p>③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。</p> <p>④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。</p>
尼崎市立大島小学校		○		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に「いじめ対策委員会」を開催している。 ・各学年の担当者が事案を情報共有、その事案について委員が質疑応答等をし、対応の仕方にアドバイスや今後の予測を立てたりなど、事案が改善されるようにしている。 ・一度挙がった事案を振り返り、解消されているか検討している。 ・情報は、全職員で共有を図っている。全職員で共有することで、「いじめ」に対する意識や判断基準をある程度揃えることができ、学校として事案を漏らさずに把握することができる。
尼崎市立塚口中学校		○		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談やアンケート、連絡帳での生徒とのつながりから生徒の様子などの変化を読み取る ・会議等で教員間での情報共有ができるようにしている
ダイバーシティ推進課	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月に「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」を策定したところであるが、当該取組に関する具体的な実践については、計画の進捗報告として人権文化いきづくまちづくり計画にも報告したいと考える。

“いじめ問題対策連絡協議会レポート”の活用について

(取組1) 学校現場のマンパワー不足などの課題を解消し、子どもの心の成長を支える

(取組2) 大人がセンスを磨き、子どもの変化を読み取る感度をあげる

(取組3) 子どもの身近なところに、居場所や相談先を増やす

所属等	該当する取組			具体的な内容
	取組1	取組2	取組3	
こども青少年課			○	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの身近なところに居場所を作るため、ユース交流センターの機能を6地区に展開する「サテライト事業」を進めている。 今年度は、12月末時点で43回開催し、1,056人が参加しており、年間では昨年度実績(50回、1,079人)を上回る見込みである。
こどもの人権擁護担当				<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月1日から「子どものための権利擁護窓口」を開設し、子どもの権利侵害に対して個別救済等を行うための委員会を設置している。 ・今後、対象となる子どもやその保護者等向けに、当該窓口のさらなる周知を図っていく。
いじめ防止生徒指導担当		○		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止生徒指導担当指導主事が、年2回、全ての市立小中高等学校、あまようを訪問し、各校のいじめ対応の取組状況の確認や指導助言を行った。 ・1学期の訪問については、全教員対象のいじめ対応研修を行った。 ・2学期に取組状況の確認と合わせて授業参観をおこない、指導助言を行った。その結果、教員のいじめに関する感度も向上し、いじめの認知件数は増加した。
特別支援教育担当		○		<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談における保護者面談や、子どもとの面談において、いじめやいじめにつながることを聞いた場合は、学校に連絡し、学校でのいじめ認知の状況を確認し、見守りやいじめ対応及び防止等につなげる。また、いじめ防止生徒指導担当と情報共有する。
こども教育支援課	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・SSWの勤務形態を3日勤務から5日勤務とすることで、配置の拡充及び本市の常勤化により、緊急対応が可能となった。 ・教育支援室を3か所に増設することにより、全市的な不登校支援の推進に繋がった。
尼崎こども家庭センター		○		<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待や非行、障害児の療育手帳交付の相談対応の際、児童福祉司(CW)が保護者に、児童心理司(CP)が子どもに学校や地域における交友関係、日常生活の様子など必要事項を聞き取っている。 ・その中で、「いじめ」を確認した場合は、保護者に対し、①学校と話し合えているかを確認、②できていない場合は、学校への伝え方等を助言、子どもや家族のみで抱え込まないよう対応している。
神戸地方法務局 尼崎支局				<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校に「子どもの人権110番」に関するポスター及びポケットカードを配布し、相談先を周知している。 ・各小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、児童・生徒からの相談を手紙により受け付け、人権擁護委員等が手紙に返信し、相談に対応している。 ・インターネットにおけるトラブルやSNSにおけるいじめ等の問題に対応するため、民間事業者と連携して「スマホ・ケータイ人権教室」を実施し、法務局等の相談先を紹介している。
尼崎人権擁護委員協議会			○	

“いじめ問題対策連絡協議会レポート”の活用について

(取組1) 学校現場のマンパワー不足などの課題を解消し、子どもの心の成長を支える

(取組2) 大人がセンスを磨き、子どもの変化を読み取る感度をあげる

(取組3) 子どもの身近なところに、居場所や相談先を増やす

所属等	該当する取組			具体的な内容
	取組1	取組2	取組3	
尼崎少年サポートセンター		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる相談受理時に、学校内でのトラブル有無、トラブル内容、友人関係について聴取した。いじめに繋がる事象があれば、在籍校と情報共有、引継ぎ等する。(令和3年度取扱なし) ・学校等での講話の際、補足説明として、いじめにかかる相談窓口を提示。
尼崎市PTA連合会		○		<ul style="list-style-type: none"> ・登校時の見守り(旗当番)での子どもたちへの声掛けの重要性を説明し積極的な対応をしてもらうようにしている。 ・気になることがあれば速やかに先生やPTAの執行部に連絡をしてもらうようにお願いした。 ・近隣の公園等学校以外で気になるような行動や状況を見たら、通報や学校への連絡をするようにお願いした。 ・緊急を要すようでなければなるべく直接の声掛けは控えること。逆恨みのような事件もあるので注意するようにも重ねて説明をした。
尼崎市民生児童委員協議会連合会		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの背景には虐待や発達障害、不登校など様々な要因があるため、研修を実施し理解を深めた上で、登下校時の見守り活動を行っている。 ・子ども食堂に民生児童委員として関わり、学校や家庭以外の居場所づくりに取り組んでいる。 ・民生児童委員が中心となってサロンを開き、子どもたちが放課後に気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組んでいる。
尼崎市少年補導委員連絡協議会		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・少年補導委員は現在市内に320名おり、子どもたちの健全な育成と非行化を防止するために、通学路、コンビニなどの子どもが集まりやすい場所を中心とした巡回パトロールや、学校の長期休業期間、夏祭りなどのイベントに合わせた補導活動を行っている。 ・学校の授業時間に公園などにいる子どもや、登下校中に様子が気がかりな子どもを見かけければ積極的に声かけを行うほか、必要に応じて、状況を学校に連絡するなど、子どもたちの見守りについて学校との連携を図っている。

いじめ問題対策連絡協議会 レポート

いじめ問題対策連絡協議会では、令和元年度より3回にわたって、“いじめ問題の未然防止・早期発見のためにできそうな取組”について話し合いました。

1回目：課題の抽出、課題解決や解消のための対策について検討

2回目：1回目に出た対策案に優先順位をつけ、対策を実施する主体がどこになるかを検討

3回目：対策を実施していくための、具体的な手法や視点を考察

以下は、協議会で出た取組や意見をまとめたものです。

◆ (取組1) 学校現場のマンパワー不足などの課題を解消し、子どもの心の成長を支える

(1) 主な意見

子どもへの細やかな対応やいじめ認知を進めている一方で、学校現場では、マンパワー不足や、子どもと教員のコミュニケーションの機会や向き合う時間の確保が課題となっている。また、いじめを許さない土壌を子どもの中に作るような学級づくりを進め、他者理解や学び合いの視点を授業に取り入れるなどの心の教育を充実させることは、いじめの未然防止・早期発見に役立つ。

(2) 取組内容

- 行政は、SCやSSWの人員を増やすなど、学校現場の環境整備を進める。学校では、授業に学び合いの視点からアクティブラーニングやスマホのルールづくりを取り入れたり、レクリエーションを通じて児童生徒とコミュニケーションする時間を増やす。(行政・学校)
- 子どもに関する問題の解決を学校現場だけで目指さず、地域学校協働本部の取組を通じて、地域や関係機関が子どもと関わるようにする。また、行政の相談機能も利用し、子どもの育ちを全体で支えていく。(連携)
- 子どもの前ではパワハラ的な発言をしないよう、かける言葉のニュアンスを見直し、温かい言葉を取り入れた子どもとのコミュニケーションを充実させる。(地域・家庭)

◆ (取組2) 大人がセンスを磨き、子どもの変化を読み取る感度をあげる

(1) 主な意見

いじめは対人トラブルが発展して生じるため、端緒を見つけることが解決の鍵となる。特に、近年はSNSの流行によってその端緒は見えにくくなってしまっており、いじめを子どもの困りごとや悩みごととして広く積極的に認知することが必要である。そのためには、大人がセンスを磨き、感度を高めて子どもの内面に目を向け、変化に関する気づきを共有することが、いじめの未然防止・早期発見となる。

(2) 取組内容

- 行政では、幼保・小・中・高間で途切れてしまわない情報連携の仕組みづくりを進める。学校では若手の教員を育成し、チームでの学校運営を行う。(行政・学校)
- いじめや犯罪への意識を高め、いじめの芽が小さなうちに、関係機関と関わって対応にあたる。また、登下校の見守りの際に感じた気づきを学校へ連絡するなどの、連携体制を強化する。(連携)
- 地域や家庭においても、挨拶を始めとしたコミュニケーションを増やし、子どもの声やトーンから気持ちの変化を読み取るようにする。(地域・家庭)

◆ (取組 3) 子どもの身近なところに、居場所や相談先を増やす

(1) 主な意見

いじめの悩みは友人や家族に打ち明けにくいことがあり、学校内や家庭内で居場所がない場合には、重大事態につながる。学校や家庭から離れたところに、信頼できる大人や相談先、子どもにとって心地よい空間が増えれば、いじめの未然防止や早期発見につながる。

(2) 取組内容

- ・ 子どもの身近なところへ居場所を作るため、ユース交流センターの機能を 6 地区へ展開するサポート事業を進める。(行政・学校)
- ・ 学校内のスペースを活用した地域ボランティアによる居場所カフェや、地域の中に、気軽に集つて話のできる「第三の場所」づくりに取り組む。(連携)
- ・ 学校と家庭以外に、民生児童委員や人権擁護委員の子どもの人権 110 番などの相談できる人や場があることを、もっと PR する。(地域・家庭)